

明和町地域防災計画【大規模事故編】新旧対照表

頁	旧	新
26	<p>1 火災に強いまちづくり</p> <p>カ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備</p>	<p>1 火災に強いまちづくり</p> <p>カ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備</p>
28	<p>(3) 県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第24条の3の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事（消防保安課）に要求する。</p>	<p><u>以下のとおり修正</u></p> <p><u>(3) 消防本部（館林地区消防組合）は、他の都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の応援を必要とするときは、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、災害対策本部長に応援等を要請するものとする。</u></p> <p><u>なお、緊急消防援助隊の応援要請者は知事であるので、災害対策本部長が知事に対して応援等要請のための連絡をする。</u></p>